

俗説に大約男子は二十五と四十二を厄年とし、女子は十九と三十三を厄年とすといへり、或はいふ、二は陰の數、五は陽の數なり、陰上にありて陽下にあり、故に男子その年二十五に至るものはこれをおそる、又四十二は、その數みな陰に屬して陽なし、且四二を讀で死とし、男子最これを懼る、亦十九は、十は、陰の數、九は陽の數なり、その陰上にあり、陽却て下にあり、故に女子これを懼る、三十三はその數陽を重且事の敗績するを、俚語に散々といふ、三十三と散々とその訓おなじきをもて、最これをおそるといふ、是究めて謂なし。

〔安齋隨筆後編〕一厄年○中略 我朝にては厄年と唱る也、水鏡に三十三を過がたくとあるは、三十四歳の前年なる故也、世俗四十二をいめるも、四十三歳の前年なる故也とぞ、又世俗六十一歳を本卦がへりといひて祝ふものあり、如此の事は書をよみ理をわきまへ、死生有命といふことをさせることは信用すべからざる也。

〔華實年浪草十二月〕危拂、厄落、歲五十二歲、六十歲、凡一年歲皆人之大忌也、不可不自安也、感則病行失則憂矣、當此時無爲姦事、是謂年忌、張介賓類注、此言年忌始於七歲以至六十一歲、皆遞加九歲、於九而極必變、故自七歲以後、凡過九年皆爲年忌、若據此說者、四十二歲先年忌自慎也、紀事曰、四十二歲、男子自落續鼻禪是謂不俱利於登志、是亦祓疫之月晦日乞人以綿巾覆頭面、自稱疫拂疫落終夜往來街衢、至晚而止矣、厄字彙云、五果切臥也、王逸九思悼屈子兮遭厄云々、然則遭災爲厄乎、男子二十五、四十二歲女子十六、三十三歲是謂厄年、

〔官中秘策二十二〕御厄年之事

一御祈禱諸大名執行之於山王神前、或ハ護持院、護國寺等、前年正月、御厄年之御祈禱、前々又ハ其所江、以使者賴之重而以使者御祈禱料遣之、御祈禱發願結願の日限案内有之、結願之日參詣太刀目錄に銀子持參、牛襦のしめ 御當厄年は正月御祈禱如前、御祈禱執行之内、爲御見舞、以使者音物遣之、結願之日參詣右同斷御厄明之御祈禱翌年正月勤之、同前厄之時に御當厄之年於伊勢兩宮御祈禱執行之名代使者遣之、尤御祈禱料遣之、御祓御札、何れも其所ニ願置候、御當厄御前厄